

菊陽町通話録音装置の設置及び運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行政サービスの向上を図るとともに、公正かつ適正な業務の執行の確保並びに不当要求及び威力業務妨害等の抑制を目的とし、菊陽町が所有及び管理する施設に設置する通話録音装置及びその運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通話録音装置 菊陽町役場の電話設備機器に接続するもので、外線電話の通話内容を通話開始と同時に自動的に録音する装置をいう。
- (2) 通話記録 通話録音装置により記録された音声、通信日時、通話時間及び通話当事者の電話番号をいう。

(管理責任者等)

第3条 通話録音装置の適正な設置及び管理を図るため、通話録音装置管理総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置き、総務部長をもって充てる。

- 2 総括責任者を補佐するため、通話録音装置管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、総務課長をもって充てる。
- 3 総括責任者に事故があるとき、又は総括責任者が欠けたときは、管理責任者がその職務を代理する。
- 4 管理責任者に事故があるとき、又は管理責任者が欠けたときは、あらかじめ管理責任者が指名する者がその職務を代理する。

(設置等の公表)

第4条 管理責任者は、町のホームページ等に記載することにより通話録音装置を設置した旨及びその利用目的について公表しなければならない。

(個人情報保護)

第5条 総括責任者及び管理責任者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）を遵守し、通話録音装置の設置及び管理に関し、適切な措置を講じなければならない。

- 2 総括責任者及び管理責任者は、通話記録の漏えい、滅失又は毀損の防止、その他安全確認のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 総括責任者及び管理責任者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(通話記録の適正管理)

第6条 通話記録の保存期間は、録音された日からおおむね7日とし、保存期間経過後は、上書き又は削除により、速やかに消去するものとする。ただし、捜査機関等から要請があった場合又は通話録音装置の設置の目的を達成するため特に必要と管理責任者が認めた場合は、この限りでない。

- 2 通話記録は、記録した時の状態で保存し、加工してはならない。
- 3 通話記録を複製してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する

場合は、外部記録媒体に保存することができる。

- (1) 法第76条の規定による開示の請求があった場合
- (2) 法令に基づく場合又は法第69条第2項の規定に基づく場合
- (3) 管理責任者が通話録音装置の設置の目的を達成するために特に必要があると認める場合

4 前項ただし書の規定により通話記録を保存した外部記録媒体は、管理責任者が目録を作成し、施錠可能な収納庫等に保管しなければならない。

5 管理責任者は、第3項ただし書の規定により通話記録を保存した外部記録媒体の必要がなくなったときは、保存した通話記録の消去又は外部記録媒体の破砕を行い、保存した当該通話記録を復元不可能な状態とする措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第7条 通話記録（当該通話記録を保存した外部記録媒体を含む。）は、通話録音装置の設置の目的の範囲を超えて利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、法令の基づく場合又は法第69条第2項の規定に基づく場合は、この限りではない。

(苦情の処理)

第8条 総括責任者及び管理責任者は、通話録音装置の設置及び運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、通話録音装置の取扱いに関し必要な事項は、総括責任者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月1日から施行する。